

市民協働のこれまで

1 パートナーシップによる協働のまちづくり

市は、「協働」という手法を活かしたまちづくりを推進しており、まちづくり委員会では、「協働」を広く市民に浸透させるための具体的な方策等について議論を重ねています。

(1) パートナーシップと協働の位置付け

・パートナーシップ

市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）や市が対等な立場で協力し、かつ、連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係。

・協働

同じ目的のために役割を分担し、かつ、補完し、共に協力して働くこと。

※出典「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例(平成24年4月施行)」

(2) 協働のまちづくりが求められる背景

- ・多様化、高度化する市民ニーズへの対応
- ・地方分権の進展と自立したまちづくり
- ・市の厳しい運営と新しい公共のあり方
- ・まちづくりへの参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり

(3) 協働により期待される効果

- ・市民にとって、自己実現や生きがいを得るための機会、場所が増えます。
- ・地域組織にとって、住民自治の充実が図られ、住み良いまちづくりにつながります。
- ・市民活動団体やNPO法人等にとって、活動への社会的理解や評価が高まり、社会的使命を効果的に実現できます。
- ・事業者にとって、公共サービスの充実に貢献することで社会的評価が高まります。
- ・市にとって、多様化する市民ニーズに対応し、市民の視点に立ったサービスが提供できます。

2 協働のまちづくりの取組み

(1) あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の施行

市民等や市が、地域の特色を活かした活力ある住み良い地域社会の実現に寄与することを目的に制定されています。

市民等と市がまちづくりを推進するため、主体的に取り組み、相互理解と情報共有を進め、それぞれが持つ資産の提供に努めることを基本理念としています。

(2) まちづくり委員会の設置

あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の目的を達成するため、必要な事項について調査審議する施策推進手段の一つとして「まちづくり委員会」の設置が定められています。

「まちづくり委員会」は、まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができます。

3 まちづくり委員会の成果

期・年		成 果	効 果
第 1 期	平成 24年度 25年度	「あま市市民活動センター 設置・運営に関する提言書」 参考資料 1	市民活動を行う市民等が集まり、情報収集や意見の交換を行い、ノウハウ等を取得でき、市民活動の活性化につながった。
第 2 期	平成 26年度 27年度	「あま市みんなでまちづくり 市民活動協働ガイドブック」 参考資料 2	市民や市民活動団体の連携や交流促進につながった。
第 3 期	平成 28年度 29年度	「協働の裾野を広げる取組 —友だちの輪でつながる協働」 参考資料 3	「あま市出前講座」及び「市長と語ろうあまの未来」を設け、対話の機会を増やし、市民等に対して市民活動や協働について講座を行うことにより、対話の増加につながった。
第 4 期	平成 30年度 令和 元年度	小学校 3 年生と 5 年生を対象とした「市民活動・市民協働のガイドブックジュニア版」及び「ヤング版」、教員向けに「協働までの道しるべ」 参考資料 4	各教育現場において、市民活動に対する認知度が低いことから、各小学校の児童を対象に総合学習用教材を作成配布し、市民活動への関心が広がった。

日程	内容
平成 24 年 4 月	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例・あま市まちづくり委員会規則
平成 25 年 7 月	(仮称) あま市市民活動センター設置・運営に関する提言書を市長へ提言
平成 26 年 10 月	市民活動センター設置
平成 28 年 3 月	「あま市みんなでまちづくり市民活動協働ガイドブック」編さん
平成 30 年 3 月	「協働の裾野を広げる取組—友だちの輪でつながる協働」を市長へ提言
令和元年 9 月	「あま市みんなでまちづくり市民活動協働ガイドブック」改訂
令和元年度	「市民活動・市民協働のガイドブック Jr 版」、教員向けに「協働までの道しるべ」を依頼
令和 2 年度	「市民活動・市民協働のガイドブック Young 版」を依頼